

120年ぶりの大改正! 改正民法施行後の 賃貸経営の現場はこう変わる

実に120年ぶりの見直しとなった改正民法が、4月1日ついに施行されました(一部除く)。改正民法の適用は、契約開始日ではなく契約締結日が基準。これから新法下で次々と賃貸借契約が締結されていく中、賃貸の現場でどんな変化が起こる可能性があるのか総ざらいしておきましょう。

退去時精算トラブルは減る? 増える?

賃貸経営上のトラブル多発地帯といえば、退去時の原状回復。これまでにはガイドライン等によって賃主・借主の負担分が示されていましたが、今回の改正でよいルールが法律として明文化されました。

法律なったことでトラブル自体の件数減少が期待されますが、一方で、権利意識の高まった借主側からの費用負担に対するクレームが増える可能性も。また契約自由の原則が明文化され、当事者間の合意が重視されるようになる結果、『退去時の畳の表替えは一律借主負担』といった、通常損耗を賃主負担とする原則を覆すような特約も有効に。法が世間に馴染むまではトラブルが一時的に増加する可能性があります。

ちなみに、先述のような特約を定めるには、借主にとって著しく不利にならぬ、他の法令等の趣旨に反せず、借主が内容をしっかりと理解したうえで合意している必要があります。相手方が契約内容を理解し合意している証拠を残すこと、これまで以上に重要な、貸主としては管理会社とよく相談し、理論武装を固めていく必要があるでしょう。



設備や建物の不具合対処が増える?

今回の改正では、賃主が必要な修繕をいつまで経っても行わないときや急迫の事情があるときは、借主が自ら修繕できる旨も明文化されました。また、故障等で設備が使用できない場合、これまでには「賃料減額を請求できる」とされていたものが、「賃料が減額される」という文言に改められました。

借主の修繕権については既に判例等で認められており

たものですが、こちらも明文化によって権利意識が高まり、勝手な修繕を行なう借主が出てこないとも限りません。また、設備不具合を理由とした賃料減額要求が増えてくることも予想されます。

これを防ぐには、まずは借主の修繕要求に速やかに応じることが重要ですが、契約条文内に「賃主の許可なく行われた修繕の費用は負担しない」「設備不具合発生から〇日以内に連絡がない場合は賃料を減額しない」といった内容を含めることも検討できます。借主の利益を一方的に害する特約でなければ有効に機能すると思われますので、こちらも退去時精算と合わせて対策を進めましょう。



借上社宅の保証人を入居者にするのは難しくなる?

事業用の賃借においては、個人の連帯保証人に対して借主が財産状況等を開示することが義務付けられました。店舗・事務所を法人が契約し、代表取締役の知人などが連帯保証人になる場合が該当します。

しかし問題は、この「事業用の賃借」に「社宅」が含まれるかもしれない点です。入居者が社宅の保証人になるケースは少なくありませんが、役員等ならともかく、一般社員に対して会社が財務状況を提供するのは難しいでしょう。連帯保証人が情報提供を受けていない場合、保証契約取り消しの可能性も、情報提供の有無を賃主側で確認し難い以上、別の保証方法を検討する必要が出てくるかもしれません。

個人の連帯保証人には頼れなくなる?

今回、改正の影響が一番大きいのは「個人の連帯保証人」です。極度額という保証の限度額を定める必要が生じたこと、極度額を定めないと保証が無効となることは、よく耳にされているかと思います。

この極度額の概念だけでも厄介ですが、もう一つ注意を要するのが「保証の元本確定のタイミング」です。改正民法下では、①借主の死亡、②連帯保証人の死亡などで、

連帯保証人の保証の元本が確定(最終的な保証額が決定)します。例えば、夫婦の暮らす部屋で借主の夫が死亡した場合には、連帯保証人の保証すべき元本は夫の死亡時点で確定してしまうのです。

これはつまり、妻が賃借権を相続して部屋に住み続けることになったとしても、夫の死亡以降の滞納等は(新しい連帯保証人を立てない限り)誰にも保証されない状態に陥ることを意味します。連帯保証人は、あくまで借主の死亡時点までの債務しか保証しなくなるのです。



この借主の死による元本確定について、一番問題となるのは、借主が自殺したうえで発見が遅れた場合でしょう。発見の遅れによって建物が汚損したとしても、病死や事故死の場合には借主の原状回復義務はほとんど認められません。ただし自殺の場合は、本人に責任と原状回復義務があるとして、これまで連帯保証人に原状回復費用を請求することが可能でした。

しかし今後は、借主の死亡時点で保証額が確定します。つまり、発見が遅れたことによる汚損の原状回復費用は「元本の確定後(借主の死亡後)に発生したもの」と判断され、連帯保証人に請求できないと考えられるのです。原状回復費用を借主の相続人に請求することは可能ですが、借主が自殺するようなケースでは相続放棄も少くないでしょう。保証人に請求できなくなるのは大きな痛手です。

借上社宅問題でもそうですが、これらの回避策としては「保証会社の利用」が有効です。すべての範囲を保証できなくなった以上、もはや「連帯保証人がいれば安心」と言い切ることはできません。万一の際のリスクヘッジとして、広い保証範囲を持つ「保証会社」を必須条件とすることも、今後は検討が必要になりそうです。



リノベーションファイル No.006

「壁一面」から始めるリフォームで物件の差別化を図る「DEZAKABE(デザカベ)」

DEZAKABE

「DEZAKABE(デザカベ)」とは

インパクトのある「デザイン壁」で部屋を変貌させる、デザインクロス。市販されている壁クロスだと単色・单调デザインのみで代わり映えしないアクセントクロスも特注品のデザカベを用いることで、劇的に雰囲気が変わります。

<デザカベの効果>

- 競合物件との差別化・・・壁一面で表現するアートで差別化がれます。
- 案内件数増加・・・実際に見てみたいと言われる方が多く、現地案内に繋がります。
- 退去防止・・・最近の方は壁色や床色に合わせ家具電気を買われる方も多い、デザインクロスに合わせ家具電気を購入された方は、他の部屋では物足りなくなるため、長期入居に繋がります。

【施工実績1】



【施工実績2】



【施工実績1】は20代女性の方にて施工後0.5ヶ月で成約いただきました。

【施工実績2】は40代男性の方にて施工後1ヶ月半で成約いただきました。

ターゲットとして20代~30代前半を想定し施工しましたが、40代の方から成約いただくことができ、「デザイン」が幅広い年齢層で受け入れられる可能性を示してくれました。

2020年4月時点で80種類ほどのデザカベの施工が可能となっており、今後も新しいデザインの提供を予定しております。「壁一面」から始めるリフォームで物件の差別化を図り他にない物件にされては如何でしょうか。DEZAKABE(デザカベ)に関して、話を聞いてみたい、施工相談、ご不明な点がございましたら物件担当まで是非ご相談下さい。

【デザイン豊富なデザカベ(一部)】

